

## 鳥取県薬物乱用対策推進本部会議について

### 1 設置の目的

鳥取県における麻薬、覚醒剤等の乱用対策について、本県の現状、課題、対策等を協議するとともに関係諸機関の意見を聞き総合的かつ効果的な対策を強力に推進するため、設置されるもの。

### 2 委員の役割

県、警察、国の関係機関が行う薬物乱用防止の取組について、御意見を伺います。

### 3 任期

令和8年2月1日から令和10年1月31日まで

### 4 報酬

9,600円/日（会議出席委員のみ）

### 5 会議の開催

(1) 開催回数 年1～2回程度

(2) 開催時間 基本的に平日の日中に開催します。